

保険検査マニュアル(保険会社に係る検査マニュアル) 新旧対照表

(改定前)	(改定後)
<p style="text-align: center;">保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 保険募集に共通する問題点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <b>【顧客に対する説明等】</b> (i) ～ (v) (略) (新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <b>【適正な募集事務管理】</b> (i) 募集事務についての保険募集人に対する<u>指導、管理</u>は適切なものとなっているか。特に、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社に送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計</p>	<p style="text-align: center;">保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 保険募集に共通する問題点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <b>【顧客に対する説明等】</b> (i) ～ (v) (略) <u>(vi) 高齢者に対する保険募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることにかんがみ、適切な取組みがなされる態勢が整備されているか。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <b>【適正な募集事務管理】</b> (i) 募集事務についての保険募集人に対する<u>教育、管理、指導</u>は適切なものとなっているか。 特に、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社に送金するか、又は別途専用の預</p>

(改定前)	(改定後)
<p>上月の翌月までに精算するよう<u>指導、管理</u>しているか。</p> <p>(ii) <u>募集事務に関する内部監査は十分な頻度で適切に実施されているか。</u></p>	<p>貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう<u>教育、管理、指導</u>しているか。<u>さらに、以下のような観点から、教育、管理、指導を行っているか。</u></p> <p><u>イ. 保険料の領収にあたって、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。</u></li> <li>・ <u>領収は会社所定の領収証に限定されているか。</u></li> <li>・ <u>手形による保険料の領収が行われていないか。</u></li> <li>・ <u>保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。</u></li> <li>・ <u>保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか。</u></li> </ul> <p><u>ロ. 保険証券が正当な理由なく、損害保険代理店を介して保険契約者へ交付されていないか。</u></p> <p><u>ハ. 保険金や満期返戻金が損害保険代理店を介して保険契約者等へ給付されていないか。</u></p> <p>(ii) <u>営業拠点及び保険募集人の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、内部監査等を適切に実施し、営業拠点及び保険募集人の保険募集の実態等を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。</u></p> <p><u>また、内部監査等において内部事務管理が不適切な営業拠点及び保険募集人に対し、適切な措置を講じるとともに、改善に向けた態勢整備を図っているか。</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(iii) ~ (ix) (略)</p> <p>⑦~⑨ (略)</p> <p>2. ~ 3. (略)</p> <p>(参考：保険仲立人の確認検査用チェックリスト) (略)</p>	<p><u>イ. 営業拠点及び保険募集人に対する内部監査等の周期は、営業拠点及び保険募集人の業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。</u></p> <p><u>ロ. 内部監査等を実施する営業拠点及び保険募集人の選定及び内部監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</u></p> <p><u>ハ. 内部監査等の手法として、無予告での訪問による内部監査等を実施できる態勢を整備しているか。</u></p> <p>(iii) ~ (ix) (略)</p> <p>⑦~⑨ (略)</p> <p>2. ~ 3. (略)</p> <p>(参考：保険仲立人の確認検査用チェックリスト) (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p style="text-align: center;">顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. (略)</p> <p><b>II. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 外部委託管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外部委託管理の実施</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <b>【外部委託先の業務に関する相談・苦情等処理態勢】</b></p> <p>外部委託管理責任者は、外部委託先が行う外部委託業務に係る顧客からの相談・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講じているか。例えば、相談・苦情等について顧客から当該保険会社への直接の連絡体制を設けるなど適切な相談・苦情等処理態勢が整備されているか。</p>	<p style="text-align: center;">顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. (略)</p> <p><b>II. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 外部委託管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外部委託管理の実施</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <b>【外部委託先の業務に関する相談・苦情等処理態勢】</b></p> <p>外部委託管理責任者は、外部委託先(代理店を含む。)が行う外部委託業務に係る顧客からの相談・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講じているか。例えば、相談・苦情等について顧客から当該保険会社への直接の連絡体制を設けるなど適切な相談・苦情等処理態勢が整備されているか。</p> <p><u>また、相談・苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から当該保険会社へ漏れなく報告される態勢が整備され</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>⑥～⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p><b>Ⅲ. 個別の問題点</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 顧客情報管理態勢</p> <p>① <b>【顧客情報管理のための組織の整備等】</b></p> <p>個人顧客の顧客情報に関しては、その安全管理、従業者及び委託先（当該情報の取り扱いを委託する場合）の監督として、当該情報の漏えい、滅失又はき損等の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。なお、下記の規定に基づく措置の必要性との関係では、代理店も委託先に含まれるものとして理解されるべきであることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条、第11</li> </ul>	<p>ているか。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p><b>Ⅲ. 個別の問題点</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 顧客情報管理態勢</p> <p>① <b>【顧客情報管理のための組織の整備等】</b></p> <p>個人顧客の顧客情報に関しては、その安全管理、従業者及び委託先（当該情報の取り扱いを委託する場合）の監督として、当該情報の漏えい、滅失又はき損等の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。なお、下記の規定に基づく措置の必要性との関係では、代理店も委託先に含まれるものとして理解されるべきであることに留意する。<sup>15</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条、第11</li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<p>条及び第 12 条の規定に基づく措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 利益相反管理態勢</p> <p><b>【子金融機関等の顧客の利益相反管理のための態勢整備】</b></p> <p>当該保険会社の子金融機関等<sup>15</sup>の顧客についても、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</p> <p>8. その他</p> <p>保険会社が、自らの業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると判断した業務<sup>16</sup>については、顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程等において自ら定めた水準に応じ、適切な管理態勢が整備されているか。</p> <p>脚注 15 法第 100 条の 2 の 2 第 3 項参照。</p> <p>脚注 16 本チェックリスト I. の【検証ポイント】最初のポイント⑦に記載の「その他保険会社の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると保険会社において判断した業務の管理が適切になされることの確保」参照。</p>	<p>条及び第 12 条の規定に基づく措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置</li> </ul> <p>脚注 15 代理店が、個人情報を乗合他社の保険募集や兼業部門での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 利益相反管理態勢</p> <p><b>【子金融機関等の顧客の利益相反管理のための態勢整備】</b></p> <p>当該保険会社の子金融機関等<sup>16</sup>の顧客についても、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</p> <p>8. その他</p> <p>保険会社が、自らの業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると判断した業務<sup>17</sup>については、顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程等において自ら定めた水準に応じ、適切な管理態勢が整備されているか。</p> <p>脚注 16 法第 100 条の 2 の 2 第 3 項参照。</p> <p>脚注 17 本チェックリスト I. の【検証ポイント】最初のポイント⑦に記載の「その他保険会社の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると保険会社において判断した業務の管理が適切になされることの確保」参照。</p>

(改定前)	(改定後)
<p style="text-align: center;">統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p><b>I. 経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「統合的リスク管理」とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等<sup>1</sup>と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。保険会社の統合的リスク管理態勢は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために、有効に機能することが重要である。なお、本チェックリストにおける「統合的リスク管理」には、自己資本充実度の評価など、自己資本等の管理が含まれることに留意する。</li> <li>また、統合的リスク管理を行う前提として、①責任準備金、支払備金及び配当準備金（以下「責任準備金等」という。）の適切な積立て、②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定、③法令等で求められている経営分析や区分経理等といった財務の健全性・保険計理に関する管理を適切に行う必要がある。</li> <li>統合的リスク管理態勢を構築するに当たっては、①リスクの種類が多岐にわたっており、各リスク・カテゴリーに明確に区別して捉えきれないようなリスクも想定されること、②業務遂行に伴うリスクが金融関連のリスク（市場リスク・信用リスク等）ばかりでなく、それ以外のリスクも相当程度大きいこと、③保険の持つオプション性やテールリスクなど評価手法が必ずしも確立されていない事項が多いうえ、生命保険を中心に負債が超長期に及ぶことが技術的な難しさの一因となっていること、④リスクや自己資本等の充実</li> </ul>	<p style="text-align: center;">統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p><b>I. 経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「統合的リスク管理」とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等<sup>1</sup>と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。保険会社の統合的リスク管理態勢は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために、有効に機能することが重要である。なお、本チェックリストにおける「統合的リスク管理」には、自己資本充実度の評価など、自己資本等の管理が含まれることに留意する。</li> <li>また、統合的リスク管理を行う前提として、①責任準備金、支払備金及び配当準備金（以下「責任準備金等」という。）の適切な積立て、②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定、③法令等で求められている経営分析や区分経理等といった財務の健全性・保険計理に関する管理を適切に行う必要がある。</li> <li>統合的リスク管理態勢を構築するに当たっては、①リスクの種類が多岐にわたっており、各リスク・カテゴリーに明確に区別して捉えきれないようなリスクも想定されること、②業務遂行に伴うリスクが金融関連のリスク（市場リスク・信用リスク等）ばかりでなく、それ以外のリスクも相当程度大きいこと、③保険の持つオプション性やテールリスクなど評価手法が必ずしも確立されていない事項が多いうえ、生命保険を中心に負債が超長期に及ぶことが技術的な難しさの一因となっていること、④リスクや自己資本等の充実</li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<p>度を評価するに際し、現行の保険会計に基づく場合と経済価値に基づく場合とでは大きな乖離が生じ得ること等、保険会社特有のリスク特性を十分に踏まえる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、保険会社がさらされているリスクは、それぞれが独立に存在するのではなく、相互に関連しあつて保険会社に影響を及ぼしている上、複雑化、多様化している。保険会社は各リスク（保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等）を個々に管理するのみならず、自らの業務の規模・特性やリスク・プロファイルを踏まえ、全社的な観点からリスクを包括的に評価し、適切に管理していくことが重要である。</li> </ul> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社の統合的リスク管理の枠組みはまだ<u>完全には</u>確立されていないが、上記の重要性に鑑みれば、保険会社においては、業務の規模・特性に応じたリスク管理の更なる高度化に向けた不断の取組みが必要である。</li> <li>保険会社の経営陣は、保険会社全体の抱えるリスクを十分に理解した上で、統合的リスク管理の目的・本質を踏まえ、リスクの定義・認識、評価、報告及び対応策の決定・実行といったリスク管理サイクルの実効性が確保されるよう、統合的リスク管理態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。</li> <li>上記の点を踏まえ、検査官は、統合的リスク管理態勢を検証するに当たっては、保険会社による統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた自発的な取組を最大限に尊重しつつ、当該保険会社の業務の規模・特性やリスク・プ</li> </ul>	<p>度を評価するに際し、現行の保険会計に基づく場合と経済価値に基づく場合とでは大きな乖離が生じ得ること等、保険会社特有のリスク特性を十分に踏まえる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、保険会社がさらされているリスクは、それぞれが独立に存在するのではなく、相互に関連しあつて保険会社に影響を及ぼしている上、複雑化、多様化している。保険会社は各リスク（保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等）を個々に管理するのみならず、自らの業務の規模・特性やリスク・プロファイルを踏まえ、全社的な観点からリスクを包括的に評価し、適切に管理していくことが重要である。</li> <li><u>国際的にも、IAIS（保険監督者国際機構）が平成23年10月に採択した「保険コアプリンシプル（Insurance Core Principles；ICP）」において、保険会社及びグループが統合的リスク管理（Enterprise Risk Management；ERM）及びリスクとソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment；ORSA）を実施するように監督すべきことが規定されている。</u></li> <li>保険会社の統合的リスク管理の<u>標準的な</u>枠組みはまだ確立されていないが、上記の重要性に鑑みれば、保険会社においては、業務の規模・特性に応じたリスク管理の更なる高度化に向けた不断の取組みが必要である。</li> <li>保険会社の経営陣は、保険会社全体の抱えるリスクを十分に理解した上で、統合的リスク管理の目的・本質を踏まえ、リスクの定義・認識、評価、報告及び対応策の決定・実行といったリスク管理サイクルの実効性が確保されるよう、統合的リスク管理態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。</li> <li>上記の点を踏まえ、検査官は、統合的リスク管理態勢を検証するに当たっては、保険会社による統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた自発的な取組を最大限に尊重しつつ、当該保険会社の業務の規模・特性やリスク・プ</li> </ul>



(改定前)	(改定後)
<p>ロファイルを踏まえた戦略目標の達成を確保するという統合的リスク管理の目的・本質を捉えた上で、当該保険会社が全社的な観点からリスクを包括的に評価し、管理していくことについての取組みがなされているかについて検証する。その際、複雑又は高度なリスク評価方法が、必ずしも全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。例えば、単一の指標・モデルのみで判断するのではなく、相互に補完するような複数の目線で実態を捉えようとする取組みもある点に留意する。また、資産・負債を経済価値に基づき評価することや、各リスクを計量化すること自体があたかも目的となっている、リスク管理に関わるのが実質的に特定部門のみとなっている等、統合的リスク管理の目的・本質を捉えない形式的な取組みとなっていないかとの観点から検証を行う必要があることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。</li> <li>各リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（本チェックリストを含む。）のII. 以降の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が各チェックリストのI. 及び必要に応じて本チェックリストのいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。</li> <li>検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。</li> <li>検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認す</li> </ul>	<p>ロファイルを踏まえた戦略目標の達成を確保するという統合的リスク管理の目的・本質を捉えた上で、当該保険会社が全社的な観点からリスクを包括的に評価し、管理していくことについての取組みがなされているかについて検証する。その際、複雑又は高度なリスク評価方法が、必ずしも全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。例えば、単一の指標・モデルのみで判断するのではなく、相互に補完するような複数の目線で実態を捉えようとする取組みもある点に留意する。また、資産・負債を経済価値に基づき評価することや、各リスクを計量化すること自体があたかも目的となっている、リスク管理に関わるのが実質的に特定部門のみとなっている等、統合的リスク管理の目的・本質を捉えない形式的な取組みとなっていないかとの観点から検証を行う必要があることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。</li> <li>各リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（本チェックリストを含む。）のII. 以降の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が各チェックリストのI. 及び必要に応じて本チェックリストのいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。</li> <li>検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。</li> <li>検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認す</li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<p>る。</p> <p>脚注1 ここでいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー規制に基づく資本に限った概念ではなく、経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【統合的リスク管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、統合的リスク管理に関する方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。<sup>2</sup>なお、ストレス・テストの実施に関する方針については、その基本的な考え方が統合的リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合的リスク管理の計量化手法では把握できないリスクを捉えるとの観点から配慮されたものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任</li> <li>・ 統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針</li> <li>・ 新規商品等<sup>3</sup>に関する方針（リスク・コントロールに十分配慮した商品開発や保険料率の設定を含む。）</li> <li>・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、</li> </ul>	<p>る。</p> <p>脚注1 ここでいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー・<u>マージン</u>規制に基づく資本に限った概念ではなく、<u>トータルバランスシート</u>の経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【統合的リスク管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、統合的リスク管理に関する方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。<sup>2</sup>なお、ストレス・テストの実施に関する方針については、その基本的な考え方が統合的リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合的リスク管理の計量化手法では把握できないリスクを捉えるとの観点から配慮されたものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任</li> <li>・ 統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針</li> <li>・ 新規商品等<sup>3</sup>に関する方針（リスク・コントロールに十分配慮した商品開発や保険料率の設定を含む。）</li> <li>・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、</li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<p>負債特性の分析・評価を行うための方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負債特性を踏まえた、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有を十分に行うための方針</li> <li>リスク限度枠の設定に関する方針</li> <li>管理対象とするリスクの特定に関する方針</li> <li>統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング及びコントロールに関する方針</li> <li>ストレス・テストの実施に関する方針</li> <li>十分な自己資本等を維持するための基本方針</li> <li>自己資本等対比でのリスク許容度に関する方針</li> <li>自己資本等の充実度の評価における自己資本等及びリスクの定義</li> <li>自己資本等の充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針</li> <li>資本配賦運営に関する方針（資本配賦運営を行っている場合）</li> </ul> <p>④～⑥ （略）</p> <p>脚注 2～3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><b>2. 内部規程・組織体制の整備</b></p> <p>①～② （略）</p> <p>③【統合的リスク管理部門の態勢整備】</p> <p>（i）取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。<sup>4</sup></p>	<p>負債特性の分析・評価を行うための方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負債特性を踏まえた、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間<sup>4</sup>・流動性等）を持つ資産の保有を十分に行うための方針</li> <li>リスク限度枠の設定に関する方針</li> <li>管理対象とするリスクの特定に関する方針</li> <li>統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング及びコントロールに関する方針</li> <li>ストレス・テストの実施に関する方針</li> <li>十分な自己資本等を維持するための基本方針</li> <li>自己資本等対比でのリスク許容度に関する方針</li> <li>自己資本等の充実度の評価における自己資本等及びリスクの定義</li> <li>自己資本等の充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針</li> <li>資本配賦運営に関する方針（資本配賦運営を行っている場合）</li> </ul> <p>④～⑥ （略）</p> <p>脚注 2～3 （略）</p> <p>脚注 4 <u>長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション（又は感応度）にギャップが存在することもあり得ることに留意する必要がある。</u></p> <p><b>2. 内部規程・組織体制の整備</b></p> <p>①～② （略）</p> <p>③【統合的リスク管理部門の態勢整備】</p> <p>（i）取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。<sup>5</sup></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。<sup>5</sup></p> <p>(iv) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤【資産・負債の総合的な管理に係る態勢の整備】</p> <p>取締役会等は、統合的リスク管理方針に基づき、統合的リスク管理部門に、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行を評価、分析する役割を担わせる態勢を整備しているか。<sup>6</sup></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦【監査役への報告態勢の整備】</p> <p>取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。<sup>7</sup></p> <p>⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】</p> <p>取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、統合的リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。<sup>8</sup>例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク管理態勢の整備状況（収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社全体の戦略目標の達成を確保するための統合的リスク管理態勢の整備状況を含む。）</li> <li>・ 統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程等の遵守状況</li> </ul>	<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。<sup>6</sup></p> <p>(iv) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤【資産・負債の総合的な管理に係る態勢の整備】</p> <p>取締役会等は、統合的リスク管理方針に基づき、統合的リスク管理部門に、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行を評価、分析する役割を担わせる態勢を整備しているか。<sup>7</sup></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦【監査役への報告態勢の整備】</p> <p>取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。<sup>8</sup></p> <p>⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】</p> <p>取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、統合的リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。<sup>9</sup>例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク管理態勢の整備状況（収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社全体の戦略目標の達成を確保するための統合的リスク管理態勢の整備状況を含む。）</li> <li>・ 統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程等の遵守状況</li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った統合的リスク管理プロセスの適切性</li> <li>・ 統合的リスク評価方法の妥当性</li> <li>・ 統合的リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性</li> <li>・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性</li> <li>・ 負債特性の分析・評価方法の妥当性</li> <li>・ 負債特性を分析し、保有する負債の状況に応じた適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有が十分に行われるための資産・負債の総合的な管理プロセスの適切性</li> <li>・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った自己資本等の充実度の評価プロセスの適切性</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法（手法、前提条件等）の妥当性</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性</li> <li>・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性</li> <li>・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況</li> </ul> <p>⑨ (略)</p> <p>脚注 4 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った統合的リスク管理プロセスの適切性</li> <li>・ 統合的リスク評価方法の妥当性</li> <li>・ 統合的リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性</li> <li>・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性</li> <li>・ 負債特性の分析・評価方法の妥当性</li> <li>・ 負債特性を分析し、保有する負債の状況に応じた適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有が十分に行われるための資産・負債の総合的な管理プロセスの適切性</li> <li>・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った自己資本等の充実度の評価プロセスの適切性</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法（手法、前提条件等）の妥当性</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性</li> <li>・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性</li> <li>・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況</li> </ul> <p>⑨ (略)</p> <p>脚注 5 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>脚注 5 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。</p> <p>脚注 6 資産・負債の総合的な管理については、統合的リスク管理部門とは別のALM委員会等の組織が行っている場合もある。こうした体制の違いにとらわれず、資産・負債の総合的な管理が適切に行われているか検証する。なお、ALM委員会等を設置している場合においては、統合的リスク管理部門とALM委員会等が適切に連携しているかについても検証する。</p> <p>脚注 7 このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。</p> <p>脚注 8 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。</p> <p><b>3. 評価・改善活動</b></p> <p>(1) 分析・評価</p> <p>① 【統合的リスク管理の分析・評価】</p> <p>取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査<sup>9</sup>の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての統合的リスク管理の状況に関する情報に基づき、統合的リスク管理の状況を的確に分析し、統合的リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。</p> <p>② (略)</p>	<p>脚注 6 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。</p> <p>脚注 7 資産・負債の総合的な管理については、統合的リスク管理部門とは別のALM委員会等の組織が行っている場合もある。こうした体制の違いにとらわれず、資産・負債の総合的な管理が適切に行われているか検証する。なお、ALM委員会等を設置している場合においては、統合的リスク管理部門とALM委員会等が適切に連携しているかについても検証する。</p> <p>脚注 8 このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。</p> <p>脚注 9 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。</p> <p><b>3. 評価・改善活動</b></p> <p>(1) 分析・評価</p> <p>① 【統合的リスク管理の分析・評価】</p> <p>取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査<sup>10</sup>の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての統合的リスク管理の状況に関する情報に基づき、統合的リスク管理の状況を的確に分析し、統合的リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。</p> <p>② (略)</p>
<p>脚注 9 ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではない</p>	<p>脚注 10 ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではない</p>

(改定前)	(改定後)
<p>が、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>が、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>II. 管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 管理者の役割・責任</p> <p>① (略)</p> <p>② <b>【統合的リスク管理規程の内容】</b></p> <p>統合的リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに応じ、リスクの統合的な管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。<sup>10</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め</li> <li>・ リスク限度枠の設定に関する取決め</li> <li>・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め</li> <li>・ 統合的リスク評価方法及び各種リスクの評価方法に関する取決め</li> <li>・ 統合的にリスクをモニタリングする方法に関する取決め</li> </ul>	<p><b>II. 管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 管理者の役割・責任</p> <p>① (略)</p> <p>② <b>【統合的リスク管理規程の内容】</b></p> <p>統合的リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに応じ、リスクの統合的な管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。<sup>11</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め</li> <li>・ リスク限度枠の設定に関する取決め</li> <li>・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め</li> <li>・ 統合的リスク評価方法及び各種リスクの評価方法に関する取決め</li> <li>・ 統合的にリスクをモニタリングする方法に関する取決め</li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め</li> <li>・ ストレス・テストに関する取決め</li> <li>・ リスク資本枠の設定に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合）</li> <li>・ 資産と負債の総合的な管理に関する取決め</li> <li>・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための取決め</li> <li>・ 負債特性を踏まえた将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有を十分に行うための取決め</li> <li>・ 統合的リスク管理部門と、資産運用、保険引受及び資金繰りに関する部門並びに新商品委員会等との間の連携・情報伝達に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等対比でのリスク許容度に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等の充実度のモニタリング方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め</li> <li>・ 新規商品等<sup>11</sup>に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合は新規商品等の資本配賦に関する取決めを含む。）</li> <li>・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め</li> </ul> <p><b>③【管理者による組織体制の整備】</b></p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>(iv) 管理者は、新規商品等に関し、新規商品等管理方針や統合的リスク管理規程等に基づき、各リスク管理部門を通じ、それぞれのリスク・カテ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め</li> <li>・ ストレス・テストに関する取決め</li> <li>・ リスク資本枠の設定に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合）</li> <li>・ 資産と負債の総合的な管理に関する取決め</li> <li>・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための取決め</li> <li>・ 負債特性を踏まえた将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有を十分に行うための取決め</li> <li>・ 統合的リスク管理部門と、資産運用、保険引受及び資金繰りに関する部門並びに新商品委員会等との間の連携・情報伝達に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等対比でのリスク許容度に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等の充実度のモニタリング方法に関する取決め</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め</li> <li>・ 新規商品等<sup>12</sup>に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合は新規商品等の資本配賦に関する取決めを含む。）</li> <li>・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め</li> </ul> <p><b>③【管理者による組織体制の整備】</b></p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>(iv) 管理者は、新規商品等に関し、新規商品等管理方針や統合的リスク管理規程等に基づき、各リスク管理部門を通じ、それぞれのリスク・カテ</p>



(改定前)	(改定後)
<p>ゴリー毎に新規商品等に内在するリスクを特定させ、報告させる態勢を整備しているか。<sup>12</sup>例えば、新規商品等の持つ負債特性やこれを踏まえた資産運用戦略を報告させる態勢を整備しているか。</p> <p>(v) 管理者は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。<sup>13</sup></p> <p>(vi) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い統合的リスク管理システム（自己資本等の充実度評価システムを含む。）<sup>14</sup>を整備しているか。</p> <p>(vii) ～ (viii) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>脚注 10 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な統合的リスク管理規程を策定する必要はなく、統合的リスク管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。</p> <p>脚注 11 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト I. 3. ④を参照。</p> <p>脚注 12 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト I. 3. ④を参照。</p> <p>脚注 13 リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。</p> <p>脚注 14 システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。</p>	<p>ゴリー毎に新規商品等に内在するリスクを特定させ、報告させる態勢を整備しているか。<sup>13</sup>例えば、新規商品等の持つ負債特性やこれを踏まえた資産運用戦略を報告させる態勢を整備しているか。</p> <p>(v) 管理者は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。<sup>14</sup></p> <p>(vi) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い統合的リスク管理システム（自己資本等の充実度評価システムを含む。）<sup>15</sup>を整備しているか。</p> <p>(vii) ～ (viii) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>脚注 11 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な統合的リスク管理規程を策定する必要はなく、統合的リスク管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。</p> <p>脚注 12 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト I. 3. ④を参照。</p> <p>脚注 13 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト I. 3. ④を参照。</p> <p>脚注 14 リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。</p> <p>脚注 15 システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>2. 統合的リスク管理部門の役割・責任</p> <p>(1) リスクの特定・評価</p> <p>①【管理対象とするリスクの特定】</p> <p>(i) 統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門に直面するリスクをカテゴリー毎に網羅的に洗い出させ、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスク管理の管理対象とするリスクを特定しているか。統合的リスク管理の管理対象とするリスクには、<u>少なくとも保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等を含む全てのリスクのうち重要なリスクを網羅的に含んでいるか。</u>また、リスク・カテゴリーの網羅性に加え、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等の業務範囲の網羅性も確保しているか。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 統合的リスク管理部門は、新規商品等に関し、新規商品等管理方針等に基づき、各リスク管理部門を通じ、事前に内在するリスクを特定し、新商品委員会等に適時に報告しているか。<sup>15</sup></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 統合的リスク管理部門の役割・責任</p> <p>(1) リスクの特定・評価</p> <p>①【管理対象とするリスクの特定】</p> <p>(i) 統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門に直面するリスクをカテゴリー毎に網羅的に洗い出させ、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスク管理の管理対象とするリスクを特定しているか。統合的リスク管理の管理対象とするリスクの<u>特定に当たっては、保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等を含む重要と認識している全てのリスク（定量的に把握し難い流動性リスクなどを含む。）を考慮しているか。</u>また、リスク・カテゴリーの網羅性に加え、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等の業務範囲の網羅性も確保しているか。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 統合的リスク管理部門は、新規商品等に関し、新規商品等管理方針等に基づき、各リスク管理部門を通じ、事前に内在するリスクを特定し、新商品委員会等に適時に報告しているか。<sup>16</sup></p> <p><u>(iv) 統合的リスク管理部門は、事業戦略等の変化(例えば、新規買収や投資ポジションの変更など)に応じたリスク・プロファイルの変化を、適時かつ適切に把握しているか。また、事業を営む環境の重大な変化(例えば、法令改正等、外部格付け、政変、大規模災害又は市場の混乱など)に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(v) 統合的リスク管理部門は、リスクをコントロールするため、様々なリスクの要因及び影響を検討し、各リスク間の相互関係を分析しているか。例えば、巨大災害による多額の保険金支払い請求や、財務状況の悪化等による格付業者の大幅な格下げによって多額の解約を招くことは、</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>②【各種リスクの評価】</p> <p>(i) 統合的リスク管理部門は、各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。</li> <li>・ リスク量を統一的な尺度の1つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。</li> <li>・ リスク量を経済価値評価で計測している場合、経済価値の評価方法は適切なものとなっているか。</li> <li>・ 統合リスク計測手法を用いている場合、各リスク計測手法間の整合性は確保されているか。</li> </ul> <p>(ii) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>重大な流動性の問題に繋がる可能性があるが、このように、契機となる特定の大きな事象が、他のリスクに繋がる可能性があることを十分認識しているか。</u></p> <p>②【各種リスクの評価】</p> <p>(i) 統合的リスク管理部門は、各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>リスクの性質、規模、複雑性及び信頼性のあるデータの入手可能性に応じて、適切な評価手法が用いられているか。例えば、損害保険の一部の巨大災害リスクを評価するには複雑なモデルが適切である一方、他の場合には、比較的簡易な計算が適切であることもありうることを踏まえ、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。</u></li> <li>・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。</li> <li>・ リスク量を統一的な尺度の1つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。</li> <li>・ リスク量を<u>トータルバランスシートの経済価値評価</u>で計測している場合、経済価値の評価方法は適切なものとなっているか。</li> <li>・ 統合リスク計測手法を用いている場合、各リスク計測手法間の整合性は確保されているか。</li> </ul> <p>(ii) (略)</p> <p><u>(iii) 統合的リスク管理部門は、リスク評価において、カバーしているリスク、使用した評価手法及び使用に当たっての主要な前提条件を、適切に</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>③【リスクの統合的な評価】</p> <p>(i) 統合的リスク管理部門は、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等に所在するリスクを含め、統合的に評価・計測しているか。</p> <p>(ii)～(iii) (略)</p> <p>④【ストレス・テスト】</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>脚注 15 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト I. 3. ④を参照。</p> <p>(2) 資産・負債の総合的な管理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【経済価値評価に基づく場合における資産・負債の総合的な管理】</p> <p>(i) 資産・負債の総合的な管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて行われていることが望ましい。現時点において、例えば保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスクの評価等、<u>経済価値に基づく評価手</u></p>	<p><u>文書化しているか。または、各リスク管理部門がそれらを文書化していることを確認しているか。</u></p> <p>③【リスクの統合的な評価】</p> <p>(i) 統合的リスク管理部門は、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等に所在するリスクを含め、統合的に評価・計測しているか。<u>また、外資系保険グループ及び海外で保険事業を展開している保険グループにおいては、必要に応じて、地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握する態勢を整備しているか。</u></p> <p>(ii)～(iii) (略)</p> <p>④【ストレス・テスト】</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>(iv) <u>経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのリバース・ストレス・テストについて、定期的実施しているか。</u></p> <p>脚注 16 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト I. 3. ④を参照。</p> <p>(2) 資産・負債の総合的な管理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【<u>トータルバランスシートの経済価値評価に基づく場合における資産・負債の総合的な管理</u>】</p> <p>(i) 資産・負債の総合的な管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて行われていることが望ましい。現時点において、例えば保険契約が持つ解約や更</p>

(改定前)	(改定後)
<p><u>法が完全に確立されていない場合には、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。</u></p>	<p><u>新等のオプションに起因するリスクの評価等は、将来キャッシュ・フローの分布を考慮する必要があるが、完全に確立された評価手法はなく、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。</u></p>
(ii) (略)	(ii) (略)
(3) (略)	(3) (略)
<p>(4) 自己資本等の充実度の評価</p> <p><b>【自己資本等の充実度の評価】</b></p> <p>統合的リスク管理部門は、保険会社特有の統合的リスク管理の特徴を踏まえ、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本等の充実度の評価を行っているか。例えば、以下の項目を踏まえているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本の質は自己資本等の充実度の評価に適したものとなっているか。</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法及びリスク評価方法は、妥当なものとなっているか。</li> <li>・ リスク評価方法の限界及び弱点を考慮しているか。</li> <li>・ 適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本等及びリスクへの影響度を分析し、自己資本等の充実度の評価を行っているか。それらのストレス・シナリオは自己資本等の充実度に大きな影響を与える主要なリスクを考慮しているか。</li> <li>・ 保有契約高の変化、商品構成の変化等の中長期の経営戦略や経営環境を踏まえる等中長期的な視点で、自己資本等の充実度の評価を</li> </ul>	<p>(4) 自己資本等の充実度の評価</p> <p><b>【自己資本等の充実度の評価】</b></p> <p><u>(i) 統合的リスク管理部門は、保険会社特有の統合的リスク管理の特徴を踏まえ、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本等の充実度の評価を行っているか。例えば、以下の項目を踏まえているか。</u></p> <p><u>また、リスク・プロファイルに大きな変化があった場合には、速やかに自己資本等の充実度の再評価を行っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本の質は自己資本等の充実度の評価に適したものとなっているか。</li> <li>・ 自己資本等の充実度の評価方法及びリスク評価方法は、妥当なものとなっているか。</li> <li>・ リスク評価方法の限界及び弱点を考慮しているか。</li> <li>・ 適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本等及びリスクへの影響度を分析し、自己資本等の充実度の評価を行っているか。それらのストレス・シナリオは自己資本等の充実度に大きな影響を与える主要なリスクを考慮しているか。</li> <li>・ 保有契約高の変化、商品構成の変化等の中長期の経営戦略 <u>(例えば3年から5年間)</u>、<u>特に新規事業計画や、経営環境を踏まえる等</u></li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<p>行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損失が顕在化している場合又は収益が低下している場合は、自己資本等の充実度評価の際にその損失又は損失発生リスクを考慮しているか。</li> </ul>	<p>中長期的な視点で、自己資本等の充実度の評価を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損失が顕在化している場合又は収益が低下している場合は、自己資本等の充実度評価の際にその損失又は損失発生リスクを考慮しているか。</li> </ul> <p><u>(ii) 統合的リスク管理部門は、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本要件を算定するために通常使用される期間よりも長い期間、例えば3年から5年間で、自らのリスクと事業を継続するために必要な自己資本等を分析しているか。</u></p> <p><u>(iii) 統合的リスク管理部門は、経済状況の変化を含む将来起こりうる事象等の外部要因の変化を前提とした中長期の経営戦略を考慮し、将来の財務ポジションの予測を実施するとともに、将来に必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性を分析しているか。その際、新規事業計画、最低保証とオプションを含む商品設計や保険料率設定、及び商品販売見通しを考慮し、将来の財務ポジションの予測と将来に必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性の分析を行っているか。</u></p>
<p>(5)～(6) (略)</p>	<p>(5)～(6) (略)</p>
<p>(7) 検証・見直し</p> <p>①【リスク管理の高度化】</p> <p>統合的リスク管理部門は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。</p>	<p>(7) 検証・見直し</p> <p>①【リスク管理の高度化】</p> <p>統合的リスク管理部門は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。</p> <p><u>例えば、異なる種類のリスクの間における相関（分散効果）につい</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>②～③ (略)</p> <p><b>Ⅲ. 個別の問題点</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 資産・負債の総合的な管理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>【適切な資産・負債運営】</b></p> <p>(i) 戦略目標等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関与する組織としてのALM委員会等<sup>16</sup>は、関連部門の戦略目標等の策定に関わっているか。また、その際には、市場リスクや流動性リスクなど重要と考えられるリスクを考慮しているか。</li> </ul> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) リスク・コントロール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ALM委員会等は、戦略目標、各リスク管理方針及び各リスク管理規程に基づき、政策投資やオフ・バランスも含めて、資産・負債の運営管理について、金利及び為替予測、リスク把握、ヘッジ取引、資金繰り等の関連部門の分析・検討データを有効に利用し、流動性の観点も含め、議論しているか。特に、金利リスクについては、多面的で適</li> </ul>	<p><u>て、適切性を確保すべく検討や研究を行っているか。</u></p> <p><u>また、通常の経済環境時には強い相関を示さない巨大災害リスクや市場リスクは、ストレス環境下では相関が高い可能性があるが、こうしたテールリスクの相関について検討や研究を行っているか。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p><b>Ⅲ. 個別の問題点</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 資産・負債の総合的な管理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <b>【適切な資産・負債運営】</b></p> <p>(i) 戦略目標等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関与する組織としてのALM委員会等<sup>17</sup>は、関連部門の戦略目標等の策定に関わっているか。また、その際には、市場リスクや流動性リスクなど重要と考えられるリスクを考慮しているか。</li> </ul> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) リスク・コントロール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ALM委員会等は、戦略目標、各リスク管理方針及び各リスク管理規程に基づき、政策投資やオフ・バランスも含めて、資産・負債の運営管理について、金利及び為替予測、リスク把握、ヘッジ取引、資金繰り等の関連部門の分析・検討データを有効に利用し、流動性の観点も含め、議論しているか。特に、金利リスクについては、多面的で適</li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<p>切なリスク分析・計測を行った評価結果等に基づき、資産・負債運営に関して十分に議論しているか。また、リスク・カテゴリーの異なる資産間の<u>相関効果</u>等についても、その影響等について検討しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A L M委員会等は、戦略目標等、各リスク管理方針及び各リスク管理規程に基づき、自己資本等の経営体力対比でリスクをコントロールしているか。</li> <li>・ 資産・負債の総合的な管理において保有する資産・負債に係るリスクの側面からの限度枠管理を行うこととしている場合、限度枠の設定は、自己資本等を考慮し、経営体力と比較して過大な設定となっていないか。また、政策投資やオフ・バランスも含めて設定されているか。さらに、限度枠の設定は、定期的に又は必要に応じて随時、見直しているか。</li> </ul> <p>(iv) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>脚注 16 A L M委員会等を設置しない場合は、それに代替するリスク管理プロセスにおいて機能しているかを検証する。</p> <p>2. 統合リスク計測手法を用いている場合の検証項目</p> <p>① (略)</p> <p>② 【取締役及び監査役の適切な関与】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 統合リスク管理<sup>17</sup>への取組</p> <p>取締役は、必要に応じ、統合リスク計測手法による統合リスク管理に積極的に関与しているか。</p>	<p>切なリスク分析・計測を行った評価結果等に基づき、資産・負債運営に関して十分に議論しているか。また、リスク・カテゴリーの異なる資産間の<u>相関関係、異なる商品及び保険種目間の相関関係</u>等についても、その影響等について検討しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A L M委員会等は、戦略目標等、各リスク管理方針及び各リスク管理規程に基づき、自己資本等の経営体力対比でリスクをコントロールしているか。</li> <li>・ 資産・負債の総合的な管理において保有する資産・負債に係るリスクの側面からの限度枠管理を行うこととしている場合、限度枠の設定は、自己資本等を考慮し、経営体力と比較して過大な設定となっていないか。また、政策投資やオフ・バランスも含めて設定されているか。さらに、限度枠の設定は、定期的に又は必要に応じて随時、見直しているか。</li> </ul> <p>(iv) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>脚注 17 A L M委員会等を設置しない場合は、それに代替するリスク管理プロセスにおいて機能しているかを検証する。</p> <p>2. 統合リスク計測手法を用いている場合の検証項目</p> <p>① (略)</p> <p>② 【取締役及び監査役の適切な関与】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 統合リスク管理<sup>18</sup>への取組</p> <p>取締役は、必要に応じ、統合リスク計測手法による統合リスク管理に積極的に関与しているか。</p>



(改定前)	(改定後)
<p><b>③【統合リスク計測】</b></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 継続的な検証、ストレス・テスト</p> <p>イ. 統合的リスク管理部門は、継続的な検証（バック・テスト等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。</p> <p>ロ. 統合的リスク管理部門は、統合リスク計測手法の限界及び弱点を踏まえ、包括的で適切なストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、各種リスク及びリスク全体のストレス状況を把握し、適切に活用しているか。</p> <p>(iii) 統合リスク計測手法等の検証態勢及び管理態勢</p> <p>統合リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、統合リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。</p> <p>また、統合リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切に統合リスク計測手法等の管理を行っているか。</p> <p><b>④～⑤ (略)</b></p> <p><b>⑥【リスクを考慮した経営指標の活用】</b></p> <p>統合的リスク管理部門は、資本対比収益（率）等の経営指標を、事後的な実績の把握にとどまることなく、リスク管理の向上のために活用しているか。<sup>18</sup>その際、例えば、リスク・リターン戦略等の妥当性を検証</p>	<p><b>③【統合リスク計測】</b></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 継続的な検証、ストレス・テスト</p> <p>イ. 統合的リスク管理部門は、継続的な検証（バック・テスト等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。</p> <p>ロ. 統合的リスク管理部門は、統合リスク計測手法の限界及び弱点を踏まえ、包括的で適切なストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、各種リスク及びリスク全体のストレス状況を把握し、適切に活用しているか。<u>また、リバーズ・ストレス・テストについても、定期的に実施しているか。</u></p> <p>(iii) 統合リスク計測手法等の検証態勢及び管理態勢</p> <p>統合リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者<u>（外部の専門家を含む。）</u>により、開発時点及びその後定期的に、統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、統合リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。</p> <p>また、統合リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切に統合リスク計測手法等の管理を行っているか。</p> <p><b>④～⑤ (略)</b></p> <p><b>⑥【リスクを考慮した経営指標の活用】</b></p> <p>統合的リスク管理部門は、資本対比収益（率）等の経営指標を、事後的な実績の把握にとどまることなく、リスク管理の向上のために活用しているか。<sup>19</sup>その際、例えば、リスク・リターン戦略等の妥当性を検証</p>

(改定前)	(改定後)
<p>しているか。</p> <p>脚注 17 本検証項目において、「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをV a R等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、保険会社の自己資本等と対比することによって管理するものをいう。</p> <p>脚注 18 経営方針、戦略目標等によって、資本対比収益（率）等の経営指標の活用度合いが異なることに留意する。</p> <p>3. ～4. （略）</p> <p>（別紙）（略）</p>	<p>しているか。</p> <p>脚注 18 本検証項目において、「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをV a R等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、保険会社の自己資本等と対比することによって管理するものをいう。</p> <p>脚注 19 経営方針、戦略目標等によって、資本対比収益（率）等の経営指標の活用度合いが異なることに留意する。</p> <p>3. ～4. （略）</p> <p>（別紙）（略）</p>

(改定前)	(改定後)
<p style="text-align: center;">保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p><b>I. 経営陣による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② <b>【営業推進部門等の戦略目標の整備・周知】</b></p> <p>取締役会は、負債特性を戦略目標の設定における重要な要素として位置づけているか。また、取締役会は、保険引受リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標及び統合的リスク管理方針と整合的な営業推進部門等の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。営業推進部門等の戦略目標の策定に当たっては、自己資本等<sup>1</sup>の状況を踏まえ、例えば、以下の項目について留意しているか。</p> <p>(略)</p> <p>脚注 1 ここである「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー規制に基づく資本に限った概念ではなく、経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。</p>	<p style="text-align: center;">保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p><b>I. 経営陣による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② <b>【営業推進部門等の戦略目標の整備・周知】</b></p> <p>取締役会は、負債特性を戦略目標の設定における重要な要素として位置づけているか。また、取締役会は、保険引受リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標及び統合的リスク管理方針と整合的な営業推進部門等の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。営業推進部門等の戦略目標の策定に当たっては、自己資本等<sup>1</sup>の状況を踏まえ、例えば、以下の項目について留意しているか。</p> <p>(略)</p> <p>脚注 1 ここである「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー・<u>マージン</u>規制に基づく資本に限った概念ではなく、<u>トータルバランスシート</u>の経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。</p>

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="143 268 322 304">③～④ (略)</p> <p data-bbox="120 357 322 394">2. ～3. (略)</p> <p data-bbox="120 443 322 480">II. ～III. (略)</p>	<p data-bbox="1155 268 1335 304">③～④ (略)</p> <p data-bbox="1133 357 1335 394">2. ～3. (略)</p> <p data-bbox="1133 443 1335 480">II. ～III. (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p style="text-align: center;">資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p><b>I. 経営陣による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② <b>【運用部門の戦略目標の整備・周知】</b></p> <p>取締役会は、資産運用リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標や統合的リスク管理方針と整合的な運用部門の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。運用部門の戦略目標の策定に当たっては、各業務分野の戦略目標との整合性も確保し、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、市場性及び流動性を勘案し、かつ自己資本等<sup>1</sup>の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。</p> <p>(略)</p> <p>脚注 1 ここでのいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー規制に基づく資本に限った概念ではなく、経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。</p>	<p style="text-align: center;">資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p><b>I. 経営陣による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② <b>【運用部門の戦略目標の整備・周知】</b></p> <p>取締役会は、資産運用リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標や統合的リスク管理方針と整合的な運用部門の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。運用部門の戦略目標の策定に当たっては、各業務分野の戦略目標との整合性も確保し、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、市場性及び流動性を勘案し、かつ自己資本等<sup>1</sup>の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。</p> <p>(略)</p> <p>脚注 1 ここでのいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー・<u>マージン</u>規制に基づく資本に限った概念ではなく、<u>トータルバランスシート</u>の経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして</p>

(改定前)	(改定後)
<p>③～④ (略)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> <p>II. ～III. (略)</p> <p>(別紙1) ～ (別紙2) (略)</p>	<p>定義するものを想定している。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> <p>II. ～III. (略)</p> <p>(別紙1) ～ (別紙2) (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="114 288 241 328"><b>付属資料</b></p> <p data-bbox="416 363 797 400">実地調査用チェックリスト</p> <p data-bbox="114 464 293 496">(1)~(3) (略)</p> <p data-bbox="114 560 226 592">1. 共通</p> <p data-bbox="114 608 237 639">(1) (略)</p> <p data-bbox="114 655 421 687">(2) 適正な募集事務管理</p> <p data-bbox="141 703 1088 975">① 保険募集人に対する<u>指導、管理</u>は適切なものとなっているか。特に、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社に送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう<u>指導、管理</u>しているか。</p>	<p data-bbox="1126 288 1254 328"><b>付属資料</b></p> <p data-bbox="1435 363 1816 400">実地調査用チェックリスト</p> <p data-bbox="1126 464 1305 496">(1)~(3) (略)</p> <p data-bbox="1126 560 1238 592">1. 共通</p> <p data-bbox="1126 608 1249 639">(1) (略)</p> <p data-bbox="1126 655 1433 687">(2) 適正な募集事務管理</p> <p data-bbox="1153 703 2123 1023">① 保険募集人に対する<u>教育、管理、指導</u>は適切なものとなっているか。特に、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社に送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう<u>教育、管理、指導</u>しているか。<u>さらに、以下のような観点から、教育、管理、指導を行っているか。</u></p> <p data-bbox="1211 1038 1603 1070">イ. 保険料の領収にあたって、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1249 1086 2123 1166">・ <u>保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。</u></li> <li data-bbox="1249 1182 1883 1214">・ <u>領収は会社所定の領収証に限定されているか。</u></li> <li data-bbox="1249 1230 1883 1262">・ <u>手形による保険料の領収が行われていないか。</u></li> <li data-bbox="1249 1278 2123 1358">・ <u>保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。</u></li> </ul>

(改定前)	(改定後)
<p>②～⑨ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p>	<p>・ <u>保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか。</u></p> <p><u>ロ. 保険証券が正当な理由なく、損害保険代理店を介して保険契約者へ交付されていないか。</u></p> <p><u>ハ. 保険金や満期返戻金が損害保険代理店を介して保険契約者等へ給付されていないか。</u></p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p>